

第二十二回国 参議院内閣委員会 會議録第四号

昭和三十年三月三十一日(木曜日)午前
十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷實三郎君
理事

植竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君
委員 井上 知治君
中山 壽彦君
野本 品吉君
田畑 金光君
松浦 清一君

政府委員

運輸政務次官 河野 金昇君
海上保安庁長官 山口 傳君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 川島 孝彦君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷實三郎君) これより内閣委員会を開会いたします。
海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し御質疑がございましたら御発言を願います。

○野本品吉君 私は、この際質疑を打ち切りまして、なお討論を省略して直ちに採決に入られることの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) それでは野本委員の御動議がありました。その通りに決定いたします。
それでは直ちに採決をいたします。
海上保安庁法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本會議における委員長のお口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、採決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。なお本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
松原 一彦 中山 壽彦

井上 知治 野本 品吉
田畑 金光 木下 源吾
宮田 重文 松浦 清一
植竹 春彦
○委員長(新谷實三郎君) 本日はこれで散会いたします。
午前十時四十五分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。
一、海上保安庁法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

昭和三十年四月五日印刷

昭和三十年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局